

## 第133号議案

### 島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

- (18) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。